

教育委員会関係長野県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則の一部を改正する規則案について

教育政策課

1 改正の理由

教育委員会関係長野県情報通信の技術の利用に関する条例施行規則第4条第2項第1号で引用している「電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号）」の一部が改正され、平成28年1月1日に施行されることに伴い、所要の改正を行う。

2 改正の内容

法律の名称を改めるとともに、当該法律の用語を引用する部分の規定を改める。

- (1) 「電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律」を「電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律」に改める。
- (2) 「電子証明書」を「署名用電子証明書」に改める。

3 施行期日

平成28年1月1日

教育委員会関係長野県行政手続等における情報通信の技術の利用
に関する条例施行規則の一部を改正する規則

教育委員会関係長野県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則（平成19年長野県教育委員会規則第10号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項第1号を次のように改める。

- (1) 電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号）第3条第1項に規定する署名用電子証明書

附 則

この規則は、平成28年1月1日から施行する。

教育政策課

教育委員会関係長野県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則新旧対照表

改正案	現 行
<p>(電子情報処理組織による申請等)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(1) <u>電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律</u> (平成14年法律第153号) 第3条第1項に規定する<u>署名用電子証明書</u></p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>4 (略)</p>	<p>(電子情報処理組織による申請等)</p> <p>第4条 条例第3条第1項の規定により電子情報処理組織を使用して申請等を行う者は、当該申請等を書面等により行うときに記載すべきこととされている事項その他教育委員会等が必要と認める事項を、教育委員会等の定めるところにより、当該申請等を行う者の使用に係る電子計算機であって次に掲げる機能を有するものから入力して、申請等を行わなければならない。</p> <p>(1) 教育委員会等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する機能</p> <p>(2) 教育委員会等の使用に係る電子計算機と通信する機能</p> <p>2 前項の規定により申請等を行う者は、入力する事項に係る情報について電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書(教育委員会等の使用に係る電子計算機から認証できるものに限る。)であって次の各号のいずれかに該当するものと併せてこれを教育委員会等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録しなければならない。ただし、教育委員会等の定める方法により当該申請等を行った者を確認するための措置を講ずる場合は、この限りでない。</p> <p>(1) <u>電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律</u> (平成14年法律第153号) 第3条第1項に規定する<u>電子証明書</u></p> <p>(2) 電子署名及び認証業務に関する法律第8条に規定する認定認証事業者が作成した電子証明書(電子署名及び認証業務に関する法律施行規則(平成13年総務省・法務省・経済産業省令第2号)第4条第1号に規定する電子証明書をいう。)</p> <p>(3) 商業登記法(昭和38年法律第125号)第12条の2第1項及び第3項の規定により登記官が作成した電子証明書</p> <p>(4) 前3号に掲げるもののほか、教育委員会等が定める電子証明書</p> <p>3 条例第3条第4項に規定する氏名又は名称を明らかにする措置は、前項の規定により申請等を行う者が行う電子署名その他の措置とする。</p> <p>4 第1項の規定により申請等を行う者は、教育委員会等の定めるところにより、当該申請等を書面等により行うときに併せて提出すべきこととされている書面等に記載すべき事項を、当該申請等を行う者の使用に係る電子計算機</p>

改正案	現行
5 (略)	<p>であって同項各号に掲げる機能を有するものから入力し、又は当該書面等を提出しなければならない。</p> <p>5 教育委員会等は、第1項の規定により申請等が行われるときは、当該申請等を書面等により行うときに併せて提出すべきこととされている書面等について、教育委員会等の定めるところにより、当該書面等の提出を省略させることができるものとする。</p>
6 (略)	<p>6 書面等以外の有体物の提出を要する申請等を行う者が、第1項の申請等を行うときは、教育委員会等の定めるところにより、当該書面等以外の有体物を提出しなければならない。</p>
7 (略)	<p>7 数通の同一の書面等の提出を要する申請等について、第1項の規定により電子情報処理組織を使用して申請等が行われた場合には、当該申請等に必要数の書面等が提出されたものとみなす。</p>